

平成26年9月19日（金曜日）

議 事 日 程

平成26年9月19日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第24号から議案第38号まで

日程第3 選挙第1号 富山県東部消防組合議会議員の補欠選挙の件

追加日程第1 議員提出議案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書

追加日程第2 議員提出議案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正
などを求める意見書

追加日程第3 議員提出議案第6号 年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘	秋	君		
2番	塩	原	勝	君		
3番	野	村	信	夫	君	
4番	明	和	善	一	郎	君
5番	山	崎	知	信	君	
6番	川	崎	和	夫	君	
7番	竹	島	貴	行	君	
8番	前	原	英	石	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君					
副	村	長	古	越	邦	男	君				
教	育	長	高	野	壽	信	君				
総	務	課	長	松	本	良	樹	君			
生	活	環	境	課	長	高	畠	宗	明	君	
会	計	管	理	者	田	中	勝	君			
生	活	環	境	課	主	幹	吉	田	昭	博	君
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君	

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	田	中	勝
---	---	---	---	---	---	---

午前 9時00分 開議

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成26年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（前原英石君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2項目について当局のお考えをお伺いいたします。

まず1点目として、剪定枝等の収集実績及び堆肥化の成果についてお伺いいたします。

ことし4月より開始された剪定枝等の堆肥化事業も半年を過ぎようとしています、経過などについてお聞きします。年々、可燃ごみ収集日には、ごみステーションに入り切らない量の剪定枝などが出されていますが、今年度の取り組み開始後の状況について、1番として、収集量についてどうなっていますか。2番として、集積場へ出されときの荷姿に問題はありませんか。3番として、堆肥の製造状況はどうですか。4番として、堆肥の利用はどのように活用されていますか。5番として、堆肥の成分検査はどのような状況ですか。

可燃ごみの減量化に効果を生み出すとともに、未利用資源の有効活用を進めていくためには、優良な堆肥を生産し有効に活用していくことが重要と考えます。そのためには、堆肥製造場所の整備、特に冬期間でも発酵が促進するよう、堆肥盤の設置や屋根つきの堆肥舎等の整備は欠かせません。そして、村内で野菜の栽培をされている農家やふなはし特産倶楽部の会員の皆さん方と共同で栽培研究を進めるなど、パーク堆肥の利活用促進のための今後の取り組みについてお考えをお聞きします。

次に2点目として、農業政策全般及び認定農家の育成について村長のお考えをお伺いいたします。

農業経営の中心が水稻栽培に特化している舟橋村の農家にとって、非常に厳しい状況

が発生いたしました。先日、全農富山県本部の意向がＪＡアルプスより発表されました。それは、平成２６年産の米の仮渡金がコシヒカリ６０キログラム当たり１万５００円と、前年に比べマイナス１，８００円となったということが公表されたことです。

水稻の栽培規模１０ヘクタールの認定農家にこの数字を当てはめてみますと、舟橋村の平均反収５４０キロで販売代金を計算すると、前年度より１６２万円の売上げの減少となり、国から交付される米の直接支払いが今年度から１０アール当たり７，５００円と前年度の半額になることと相まって、次年度からの再生産に向けた取り組みに赤信号が点滅し始めました。

このような状況を受け、国では２０１４年産米で収入減少影響緩和対策、従前からの呼び名としては「ならし対策」と呼んでいます。特例措置を講じ、認定農家や集落営農はもとより、小規模農家も拋出金がなくても一定の補填金が受けられる単年度対策を実施することが新聞報道されましたが、農家経営への影響緩和については未知数であると考えられます。農水省としては、ならし対策への参加誘導をもくろみながら進めるとしていますが、今後の取り組みとして、舟橋村としてはどのように農家誘導を進められるのかお考えをお聞きします。

次に、村で特産化を目指していますカボチャの栽培は、春先の定植直後の遅霜被害、栽培後半期の長雨等により収穫量を心配していましたが、生産者の努力により収量の確保ができ、他産地の不作による販売単価の上昇により、前年度より総販売金額で４０万円の増額、販売金として８７万円となりました。

しかしながら、生産農家１３戸、栽培面積７０アールで割り返しますと、１０アール当たりの販売金額は１２万５，０００円弱となります。生産農家の意欲向上を促すためにも、今後どのように指導していくのかお考えをお聞きします。

次に、認定農家の育成に関しては、農地中間管理機構と前年度に設定された人・農地プランと相互に対応しながら、認定農家を育て、集落営農の法人化を進めながら舟橋村の農業を守っていききたいものです。

また、今年度より、中新川郡管内の集落で組織する中新川農地・水・環境保全向上対策地域協議会への農地・水保全管理支払交付金に係る事務委託が行われるようになりました。しかしながら、同一組織内にありながら、農振農用地、農振除外地の振り分けが町、村により異なり、一例を挙げますと、農地の中心に農振除外地があり国の対策に参加できなかつたり、昨年度、仏生寺地内の農家で実施された水田区画の拡大を図るため

のあぜブロックの除去工事、農業基盤整備促進事業においても交付金対象から外れるという事案が発生しており、町村境界付近の農振農用地、農振除外地の見直し等について、関係機関の話し合いの場のセッティングを希望するとともに、自分自身も努力を惜しみませんので、当局のお力添えをお願いし、農業政策の向上と農家の明るい未来が見出せるよう、村当局のご指導をご期待申し上げ、お考えをお伺いいたします。

以上2点でございます。

議長（前原英石君） 生活環境課長 高島宗明君。

生活環境課長（高島宗明君） おはようございます。

4番明和議員さんの剪定枝などの収集実績及び堆肥化の成果についてのご質問にお答えいたします。

剪定枝の資源回収につきましては、本年度から新規事業として取り組んでおります。4月から毎月第2、第4月曜日に回収を実施し、8月末までに10回の回収を行った結果、2.6トンを経済資源として回収することができました。この数量は各地区のごみステーションに出されたものの数量ですが、これ以外に直接搬入されているものもありますので、これらを合わせますと4トンの回収量になります。

本年度の回収見込み量は1トン程度を予定していましたが、住民の皆さんのご理解とご協力により、半年で計画の4倍の量を回収できたものと思っております。

回収後の剪定枝は、仏生寺地内でウッドチップ化にした後、発酵鶏ふん、尿素、石灰窒素、米ぬかをまぜ、堆肥としてリサイクルできるよう、高橋農業アドバイザーの指導のもと各種調査を実施しながら進めております。

これまで堆肥化したもののうち、1.4トンは試験用としてシルバー人材センターの会員に配布し、各種の試験を実施しております。試験は現在までに2回実施いたしまして、1回目はコマツナを用いた幼植物検定法による熟度の判定を行い、2回目は幼植物検定法と資材、培養土の分析による堆肥の熟度を探りました。

この2回の試験により判明したことは、土壌中に存在している肥料分の含有傾向を示すEC値は適値の範囲であったほか、幼植物検定では、この堆肥を用いた培養土の生育がよいこともわかりました。

今後は、こうした検査結果を踏まえて、よりよい堆肥製造のノウハウを蓄積し、農業や家庭菜園で有効活用できる堆肥化を推進してまいりたいと考えております。

今年度末には、現在堆肥化している2.6トンと年度末までに新たに回収する見込み

の2トンを合わせた4.6トンを堆肥化し、完成した堆肥につきましては、10リットルずつ袋詰めにし、希望者に無償配布を検討しており、広報誌やチラシなどで配布希望者を募る予定にしております。

今後も村では、ごみとして出されていたものを資源として回収を行い、それを他の分野で有効活用するというリサイクルの理念を推進いたしまして、村民の皆様のごみの減量化、再資源化への理解を深めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 4番明和議員さんの農業政策並びに認定農家の育成についてのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘がありましたように、農業の経営環境は、26年産米の仮渡金の減額に加えまして、生産者への直接支払交付金が昨年度の半額となるという状況から大変厳しいものになっていることは認識しております。

しかしながら、本村の基幹産業は、私が以前から申し上げているとおり農業でありまして、今後ともその維持に努めていかなければならないと考えております。

そのことの一部といたしまして、まず食育の推進が大切であるというふうに考えております。最近の米離れ現象に加えまして、少子高齢化の急速な発展によりまして、今後ますます米の需要が減少するということが予測されるのであります。

このためにも、米の消費量減少に対する対策が必要であり、また、いま一度米を食べることの大切さを伝えるということ、そしてまた、一人でも多くの人に米を好きになってもらうというようなことに対して、最大限の努力をするべきときであるというふうにも考えておるわけでありまして。

さらに、米をはじめといたしました食品の安心・安全性というものについては、国内外においても大変重要視されてまいっております。本村におきましては、昨年度策定いたしました舟橋村食育推進計画に基づきまして、食生活改善推進員や小中学校及び関係機関と連携いたしまして、各家庭での米の消費拡大に向けた取り組みや地産地消の推進によりまして、家庭での食の安全性の向上に努めてまいりたいと思っております。

また、生産者の高齢化や後継者の不足の対策も重要なことでもあります。

ご存じのとおり、現在、舟橋村には4個人と1法人の計5人の認定農業者がおいでになるわけでありましてけれども、まだまだそういった後継者が不足しているというふう

も思っております、新規就農者や若い農業者の育成が求められておりますので、これに対応していかなくちならんというふうにも考えております。

そのことにつきましては、やはり重要なことは、安定した農業経営ビジョンを確立いたしまして、農業という産業が魅力あふれるものであるということのを再認識していただくような環境づくりが大切だと、こういうふうに思っております。

本村の農業の基本構想では、営農者の年間所得目標額は450万円と定めております。

この目標額を確保するということは、先ほども明和議員さんからご指摘があったように、米価が下落しているということ、あるいはまた米の消費量が全国的に減少している、それからまた生産者への補助金の減少というようなことが要因となりまして、容易にこの所得目標額を達成することはできないということを思っております。そういった諸条件がありまして、私は後継者の育成が喫緊の課題だと思っております。

そういったことを含めまして、本村といたしましては、今後とも総合的にこういった営農体制を検討いたしまして、舟橋らしい経営基盤をつくってまいるといふふうにも考えておりますので、皆さん方のご理解をいただきたいと思っております。

そして、先ほど議員さんがおっしゃったように、町村境界に農地があると、この農地が農振、優良農地であったり除外地であったりすることによって、いろんな国からの交付金事業の取り組みが難しいことがあるというご指摘がありまして、私もなるほどというふうにいるわけでありまして、これもやはり隣接の町といろいろと話し合いを進めまして、やはり耕作者の立場に立って、そういった生産意欲を満たすような配慮が大変必要だと思っておりますので、今後そのようなことについては十分検討してまいりたいということをお場で申し上げたいと思っております。

それから、カボチャの話も出たんですけれども、これも私が村長に就任して、平成17年の1月12日からでございますけれども、何か舟橋村に特産品をつくるということは、やはり対外的に村外から注目されるものであると思っておりますし、またそれによって農家の皆さんもそういった意欲が湧くんじゃなからうかと、こういうふうなことを思いまして検討してまいったわけでありまして。

ご指摘のとおり、カボチャは非常に連作を嫌うわけでありまして。そしてまた水にも、非常にデリケートでございますので、いろんな病気に冒されるといいますか、伝染されて、そして生産量が急激に減ってきたというような非常にデリケートな作物でございます。そういうことで、平成17年、18年から取り組んでまいりまして、ようやく西洋カボ

チャの九重栗E Xというものを定植栽培することになっております。そしてまた、今年度は非常に気象状況に恵まれたということもありまして、昨年に比較して収穫量、品質ともによいできであったというふうに聞いておるわけではありますが、いずれにいたしましても、今ほど私が申し上げましたように非常にデリケートな作物でございますので、十分いろんな関係者から指導をいただきながら、今までの経験もございまして、そういった方々に十分理解いただけるような支援体制といえますか、そういうことも含めて今後努めてまいりたいと、こういうふうにも思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

それから、国がこういった米価の下落に伴って、何とか生産意欲を高めるということでもございまして、先ほどご指摘あったように、ならしの特別措置を講じるという方針を出しておるわけでありまして、舟橋村ではどのように取り組むかということもご指摘があったわけでありまして。

これにつきましては、大規模といえますか、認定農家とか集落営農の方々も大切でございまして、小規模の、要するに兼業農家と申し上げたいと思っておりますけれども、こういった方々も生産しておるわけでありまして、いろんな方からそういった意見の集約を図りましてその対応を考えてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、今、水稻の収穫も間もなく終了しようとしている時期でございますので、収穫が終わった後、そういった機会を設けて、皆さん方の意見を十分集約してまいって、それに応えてまいりような施策にしたいと考えておりますので、しばらくの時間をいただきたいと思います、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、私は、先ほど申し上げましたように、農業は舟橋村の基幹産業であるということ強く思っておりますので、そういったことに十分配慮した施策をとってまいりたいということをお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（前原英石君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 今ほど答弁ありがとうございました。

私の思いから言いますと、最初の剪定枝のところですが、もう少し先の話もしていただけたかなと思っておったんですが、実は堆肥を利用する立場にあると成分検査というものが必要になってきます。成分検査とは何かといえますと、窒素、リン酸、カリ、肥

料の三要素はもちろんなんですが、そのほかに、多分剪定枝だから大丈夫だとは思いますが、有害物質があるかないか、カドミウムだとかいろんなものが世間にあるものから、そういったものが出てくるかどうかという検査は最低限必要だと思います。それをきちっとやって、無償ではあるが検査済みのものを提供するという形に持っていかないと、村のシルバーでやっている仕事としてはいいことではないんじゃないかなというふうに思いますし、じゃ、冬の間、雪の下で発酵できるかといいますと大抵無理がかかります。ですから、堆肥盤といいまして、下がコンクリの盤になっていて、そこに、片屋根ですが、雨が落ちない程度の屋根だけがついておるものをつけてやって腐熟の促進を図っていくということを今後していかないと、先ほどありましたように、当初思っていたより4倍ほどのものが集まってきたということですから、これがどんどん増えると思います。増えたときに、腐熟の促進を図るためにもそういったものが必要になってくるんじゃないかなということを思いますので、もう一度再考しながら進めていただければいいかなというふうに思います。

その点を再質問としてお話しさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（前原英石君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 今ほど明和議員さんから再質問されました肥料の3要素、また建物につきましては十分検討して、今後どうするか内部で検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（前原英石君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります地域包括支援対応について質問します。

ことし7月に中新川広域行政事務組合で、先進地視察として福井県鯖江市と坂井地区広域連合を視察する機会がありました。鯖江市では、県民生協が運営している24時間型居住系の介護サービスを中心に取り組んでおります。また、坂井地区広域連合では、在宅ケア体制を構築する事業を実施して、医療と介護の連携強化によって在宅医療中のケアに必要な情報の共有を図っております。

団塊世代が高齢期を迎える中で、舟橋村の高齢者の現状はどのようになっているのか調べてもらおうと、各年度末要介護者数と認定率の推移については別に示した表のようになっておりました。第1号被保険者数は、平成18年度の475人から平成25年度には66人増の541人となっております。また、要支援と要介護の認定率は、平成18

年度の22.1%から平成25年度には16.6%に下がっており、認定者数も105人から90人と減少しております。いわゆる団塊の世代が65歳以上となって高齢者の数は増えておりますが、第1号被保険者数は増えてきておる中で、要介護の絶対数が99人から78人と減ってきております。舟橋村のお年寄り元気な状態を保っている方が多いのではないかと、そしてまた、いかにして健康を持続してもらうかが今後の課題となってきました。

「健康寿命」という言葉があります。寿命を延ばすだけでなく、いかにして健康に生活できる期間を延ばすかが大切になってきます。

今後、可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制を構築することが望まれます。

要介護状態の発生を防ぎ、要介護状態にあってもその状態が悪化するのを防ぎ、または軽減するようにすることが非常に大切になってきます。

質問として、舟橋会館において週1で健康相談が開催されているが、利用率が非常に悪い。もし必要であれば、半日ではなく会館に常駐し、そして会館を拠点として村民に健康について発信をすべきではないか。2番目、舟橋村社会福祉協議会では、隔月でそれぞれの地区でいきいきサロンを開催していますが、常設のサロンを設置できないか。

舟橋村は日本一健康な村を目指して取り組んでいますが、まだ具体的なものはなく、健康交流拠点もありません。健康づくりの問題は行政だけでできるものではなく、住民の健康に対する理解と協力が必要となってきました。

健康寿命を延ばすためにどのように生活していくのか、またどのようにして介護予防を進めていくのか、地域づくりの力量が問われるのではないかと思います。

さきの国会で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が可決されました。議会としてもことしの3月に、「要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することを求める意見書」として採択した経緯があります。

今回の法案によって、介護保険制度については訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が市町村の地域支援事業に移行されることになったわけですが、要支援1、2が対象となる予防給付が地域支援事業となることで保険者である市町村の裁量が大きくなり、市町村の力量が問われてきます。

今後、地域の特性、実情に応じた地域包括ケアシステムの取り組みをどのように構築

していくかが重要になってきます。

村としてどのように対応されていくのかお伺いします。

議長（前原英石君） 生活環境課長 高島宗明君。

生活環境課長（高島宗明君） 6番川崎議員さんの地域包括支援対応についてのご質問にお答えいたします。

本年6月18日に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が成立し、来年4月から地域包括ケアシステムを本格的に推進することになりました。医療や介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供し、介護が必要になっても住みなれた自宅や地域で暮らせるようにするのが目的であります。また、介護保険制度の改正により予防給付が見直されることとなり、要支援1、2の対象者は地域支援事業に移行し、新しい介護予防、日常生活支援総合事業として実施することとなりました。

今回の見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合などによる多様な事業主体によるサービスの提供が可能となりますが、介護予防、生活支援の推進を図るためには、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業の対象となる高齢者の受け皿として、通いの場づくり、集いの場づくりが重要となり、その対応には、ボランティアの育成や元気高齢者、地域住民が支援を要する高齢者を支える地域づくりが必要となります。

国が示す高齢化社会への対応には、地域における体制づくりを確立し、地域の責任において福祉対策を推進することであり、そのためには、住民による地域力と健康なエイジレスの育成が大変重要となります。

幸いなことに、現状の本村高齢化率は全国平均に比べて低い数値を示しておりますが、今後は徐々に高齢者数の増加が予測されることから、高齢化社会に向けた取り組みといたしまして、平成24年度にふなはしむら健康構想を策定いたしました。

本構想では、住民同士の支え合いによる地域福祉体制の構築（地域連帯の促進）と健康長寿に向けた予防活動の推進（健康行動の促進）を2本の柱に掲げておりまして、本年度より本格始動をしております。

本年度事業といたしまして、健康行動の促進事業では、健康情報の発信や生活習慣の向上、予防を目的に、健康相談窓口を舟橋会館で毎週金曜日の午後に開設しております。

地域連帯の促進事業では、子育て世代の交流促進、異世代交流を目的とする子育てカ

フェ並びにエイジレス世代の地域での居場所、生きがいづくりを目的にケアウィルカフェを開催してまいります。

また、本年度は、中新川広域行政事務組合の第6期介護保険事業計画及び舟橋村高齢者保健福祉計画の策定年度であり、本村といたしましては、これらの計画や本構想に基づき事業を進めてまいります。行政ができるサービスには限界があり、行政の力だけで住民を健康にすることはできません。

住民自身が生涯にわたり生きがいを持ち、その実現のために健康であることが重要であり、そのためには、地域の中に居場所や生きがいを見つけることができる受け皿が必要となります。

健康情報の提供と楽しみや生きがいを見つけられる場として2つの要素を持つ場、それが健康交流拠点であります。

議員さんより、健康相談窓口の利用率のご指摘や相談窓口常駐化や地区サロンの常設、さらには舟橋会館の有効活用のご提案をいただきました。私も現状のサービスに満足しているわけではありません。

来月の2日には、本村健康構想の外部評価委員会を開催いたします。各専門分野から有識者を招き、健康構想事業に対してのご意見をいただく予定であります。

事業の成果を意識し、住んでよかったと思える村づくりが実現できるよう、職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 私からは、河川等の増水に係る危険箇所の総点検並びに対策について質問いたします。

6月議会で、村の宣伝のカテゴリーとして、高岡の路面電車サミットの話をしました。7月26日に開催されたんです。で、高岡の路面電車サミットに出席しましたところ、入り口の歓迎看板に舟橋村議会の名前が載っておりました。6月半ばでしたか、私がこのサミットを聞きに行きますよということで訪ねたんですね。そしたら向こうの配慮といたしますか、歓迎看板に舟橋村議会というふうに名前が載っておりました。非常によかったというふうに思っております。300人程度の出席者であったんですが、驚きです。高岡市内は十数人、県内の高岡市以外は数人、他の方は全国からの出席であり、遠くは岡山県から参加されていました。やはり舟橋村宣伝も各分野で宣伝していきたいという

ふうに思っております。

さて、この問題にはいずれまた触れることにしまして、本題に入ることにいたします。

先日、富山県警察は、土砂災害対応訓練及び防災訓練を実施しました。備えあれば憂いなしです。

ある大学の学生新聞に、「君たちが今教室に座っているのは、先生がみんなを襲ったりしないと信じているからです。けさ、みんながバス停にいたのは、スクールバスが学校に連れていってくれると信じていたからです。きょうも学校があると信じられるから安心できる。日々の暮らしが安全で安心なのは当たり前のことではない。たくさんの人の努力や習慣の積み重ねによって信頼ができているからだ。一たびその信頼が揺らいで生命や生活に危機が及ぶと、もっと大きな枠組みで信じる者を求めるだろう」と。これは、その大学の卒業生が自分の子どもの授業参観に行ったときにお話しされたことです。この中学校は、3年前でしたかね、台風で被災し建物がなくなると。仮校舎での授業の中で話しされたそうです。

私たちは安全・安心、これを当たり前に見、感じております。これが常であるから現在のそれが当たり前となっております。しかし、昨今の自然災害には目を見張るものがあります。幸い富山県は、立山連峰のおかげかどうかはわかりませんが、今日まで大きな災害はありません。ただ、つい先日、魚津で雨による災害がありました。

舟橋村では、平成10年及び11年に床下浸水等の被害がありました。さらに昨今では、平成20年7月にやはり床下浸水等の被害がありました。

私の記憶するところでは、特別養護老人ホームふなはし荘の裏側に流れております用排水路の水量が増し、あわや堤防を乗り越えるのではなかろうかと。乗り越えておれば大惨事になるところでした。それでも大量の雨量で若干の水が玄関先まで入り、職員の方たちが掃除をしておられたことを記憶しております。

また、当日、他の地域の状況はどうだろうかと思い稲荷地域に行ってみると、一部の道路が川になっておりました。車は通れません。いやはや、びっくりしたものです。舟橋村でもこんなことがあるんだとつくづく思いました。これは用水の氾濫でした。

ふだんは何げなく見ておりますが、村内にも増水による危険性があるところは結構あるのではないかというふうに思います。

ごく最近では、我が舟橋地域におきましても、用水の流域が足りないのか、たまたま数十メートル下に橋がかかり、その橋にごみがたまって、それが災いしたのかわかりま

せんけれども、些細な原因で事故は起きるのです。したがって、河川、用水の氾濫も予想され、これらに関していつときの油断はなりません。

また、水害ばかりを語っておれません。幸い舟橋村は土石流は考えられませんが、舟橋村の住民が安全・安心に暮らすために、道路幅員の拡幅、危険度の高い交差点の整備、交通網の整備、あるいは河川に転落等の危険のある箇所への防止柵、こういったものを防ぐ未然防止。安心・安全には限りがありません。そこらあたりも総合的に考えてもらい、今後備えるのが賢明の策と考えます。

さらには、防災訓練も必要です。対岸の火事と思っていはいけません。

ふだんはそんなに感じないかもしれないけれども、やっぱり感じておるんです。感じておるんですが、やっぱりなれがありまして、ないだろうという感じになっておるわけですが、そのなれというのは非常に怖いというふうに思っております。災害はいつどこでどんな形で起こるか全くわかりません。まさにことしの平成26年8月豪雨、広島土砂災害はそのことを物語っていると思います。

広島土砂災害は、皆様方ご存じのように、手作業で泥等を撤去している。涙ぐましい光景です。道路が狭く大型重機が入らないと言っております。ここでも、いかにインフラ整備が必要であるかを物語っております。

日本の各所で災害が起きております。村ではハザードマップを作成し、住民に注意を喚起しております。しかし、立山町・舟橋村洪水ハザードマップは2011年6月に作成されたものです。したがって、調査時点は約5年前と考えられます。再度、村内における危険箇所等の総点検です。事故を起こす誘因の発掘です。

聞きますと、その後はリアルに点検されていると聞きますが、改めて河川、用水、道路、橋梁など、再度総点検を実施してはと考えます。

その調査から、危険度、優先度の高い箇所から整備をお願いしたいと考えるが、村当局の考えをお聞きいたします。

議長（前原英石君） 生活環境課長 高島宗明君。

生活環境課長（高島宗明君） 1番森議員さんの河川などの増水に係る危険箇所の総点検並びにその対策についてのご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、広島県の土砂災害では、1時間に100ミリを超えるような猛烈な雨が降ったことにより、大規模な土砂災害が発生いたしました。この広島県の土砂災害を含め、台風11号、12号や前線の影響による豪雨には「平成26年8月豪

雨」と命名されたところであります。このような局地的な集中豪雨は、どの地域においても発生する可能性があるということを再認識させられたところであります。

舟橋村においては、平成に入りまして、平成10年8月7日に床下浸水被害が12棟、平成11年9月15日には村内の一部の地域で水田の冠水、平成20年7月8日には床下浸水被害が6棟と被災が発生しております。

ご存じのとおり、村内の河川は二級河川の白岩川、細川、京坪川、八幡川がありますが、いずれも富山県の管理下となっております。本村では毎年河川の危険箇所を調査し、県に対して河川のしゅんせつや護岸の修繕などの要望をしております。そのことから、県による河川改修や用排水路の改修工事が施工されております。

一方、村では、自治会要望に対応した予算編成を行い、村内の用排水路は逐次改善されていると思っております。今般の補正予算でも、危険箇所の改修を行うため、舟橋地区のバイパス水路の設置工事費を予算計上したところであります。

今後、小河川をはじめ用水路にかかる橋梁の拡幅、危険箇所には安全柵などを整備し、地域住民の安心・安全を確保するため、関係機関との連携を密にしながら点検、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、舟橋村では、平成19年に洪水ハザードマップを作成しまして、河川の氾濫による浸水の危険性について把握をしているところであります。その中でも、浸水深2メートルと想定されております特養老人ホームふなはし荘が位置する舟橋地区となっております。この浸水深は、白岩川の堤防が決壊や溢水した場合の想定となっております。水位の観測所は、白岩川の交益橋観測所で堤防の上端高が8.2メートルであります。そこに至るまでに、水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）とそれぞれの水位が定められております。これらの水位やその他の情報から、総合的に避難指示、避難勧告の判断をすることになります。特に特養老人ホームふなはし荘の入所者などの避難に時間を有する方については、氾濫注意水位に達し、水位の上昇しているときに判断することと防災計画に明記されております。今後とも、特養老人ホームふなはし荘とは、情報の共有や避難先の確保など、連携を密にしながら体制の強化に努めてまいります。

また、豪雨時には危険箇所を中心に巡回し、用水路の水位が上昇したときには、水門管理地区の生産組合長さんに連絡し水量の調整をしていただいたり、用水路からの溢水が懸念される場合には土のう袋を使用し、浸水被害を最小限にとどめるなどの対策を実

行しております。

しかしながら、防災対策は、行政力だけではなく、地域住民の皆様の協力も不可欠であり、日ごろから用排水路の清掃など地域全体で防災力を高めることが必要でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。最後の通告の山崎でございます。

実りの秋の刈り取りもほぼ終わり、ことしは反当たり600キロ、約10俵どりになっての豊作のようであります。ただ、心白、しらたが多く、この要因ですが、でん粉が100%入っていないからしらたになるということで、検査のほうにはあまり関係ないように思われると思います。

また、明和議員の質問でありましたように、全農とやまの買入れ価格が安い。これでは農家離れが出てくると思います。現に、2町4反の作付農家が認定農家に預ける現象が出てきております。

国の施策で、農地中間管理機構、農地の貸し出し手の支援が、0.5ヘクタール以下では30万円、0.5ヘクタールから2町以下の方には50万円、2町以上の方には70万円を支援するというので、これは認定農家に預ける法人とか認定農家に預ける支援として国が定めている施策です。農家離れが出ないように、しっかりと施策を検証していただきたいと思います。

それでは、私の一般質問に入ります。

村の事業の検証についてでございます。

村ではここ近年、協同型の事業推進、富山大学との連携、プロジェクトチーム等、新たな取り組みが進められてきました。村長が進める新たな村づくりには協同の精神が欠かすことのできない重要なテーマであることは大変理解できますし、その必要性についても十分理解できます。しかしながら、実際の成果を見ていると、村長の考える理想とはかなりかけ離れている感じがしてなりません。

村の最近の事業を見ていると、健康構想に基づく健康フェスティバルは各種団体との連携が密にできていないため参加者も少なく、今年に至っては、イベントの予算化がなされているにもかかわらず、いまだに開催もされておられません。

ほかにも、ばんどり太鼓の活動拠点であったばんどり会館、これは旧農業振興センター、幼稚園の前、舟橋会館前です。それと舟橋会館のトレーニングルームの閉鎖など、

次にどうつなげるかの構想が進まないため、施設や団体の活性化を阻害してしまっているものも少なくありません。

さて、ここからがいいところですが、私が何度も一般質問している南口の玄関構想も遅々として進まず、「今やっています」という答弁がなされるも、実際には何も進んでいないのが現状のように思えます。

ここに、ある会合がございます。舟橋村南部地区周辺開発計画検討委員会、これは25年10月29日に開催されたものです。この資料を見ますと、舟橋村の現状、地権者開発計画についてということで、1回目が開催されてございます。それと、第2回目の開催ですが、26年、ことしの3月28日に開催されてございます。その中身を見ると、資料第3番目の舟橋村環境総合整備計画案についてでございます。それから約6カ月間たっていますが、何の検証もされていないのが現状ではないでしょうか。

私は、議会のときだけ都合のよい答弁をして、実際の仕事の検証がなされていないため実績が上がらないのだと思います。大きな事業だけでなく、日々の検証もしっかりできていないことが次につながる仕事になっていない大きな理由だと思います。

毎年補正予算を組む必要がある職員の時間外勤務にしても、こうした検証がしっかりできていないから、毎年同じ仕事をしているにもかかわらず、時間外勤務が減らず効率の上がない、強いて言えば、だらだら仕事をしている印象が強くあります。毎年、時間外勤務については、担当課長がきちんとそれぞれの職員の職務分担を検証した上で、時間外勤務の内容等をきちんと検証する必要があるのではないのでしょうか。

民間では各部長が、職員が時間外勤務する場合は必ず文書で提出して、部課長が見て、この文書ならあしたできるがでないか、あしたのお茶飲んどるときでもできるがでないかという検証をされて、なるべく時間外を減らす努力をしております。時間外があれば、住民サービスはもっともっと向上してもらいたいと思います。

また、数年前に発足した健康な村づくりプロジェクトチームや人口問題プロジェクトチーム、議会への報告もほとんどないことから、現在の進捗の状況やどのような検証が行われているかも見えてきません。プロジェクトチームのメンバー構成にしても、どのような経緯で現在のチームが組まれたのか疑問に思えることがたくさんあります。数年にわたるプロジェクトであれば、最低でも議会が開催されるときには進捗の状況や検討されている内容を報告すべきだと思います。

近年の主要事業を見ていると、実効性の乏しい事業計画、計画のための計画、横文字

ばかりの計画といった印象のものが多く、その計画が一体村にどのような形で反映されているのか全くわからないものがあります。

私は、計画を立てることがよくないと言っているわけではありません。きちんとした計画に基づき事業が実施され、村民に見える形での実績を出せることが大切だと思います。

それでは、これまで述べたことに対する村の考えと今後の方針等についてお聞きします。

これで通告しておりました質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

村が実施する事業にはそれぞれに目的がありまして、その事業目的を達成するがための手法があります。事業計画には、これまでの取り組みを踏まえまして、現状分析を行った上で、目標を明確化いたしまして、それを実現するための手法を示しているのです。

また、事業実施後は、その成果を振り返りまして、より一層の事業効果を求め、また新たな手法を検討するPDCAサイクル、いわゆる計画、実行、点検、改善のマネジメントサイクルの確立が大変重要となっております。

しかしながら、本村におきましては、その体制が十分に確立されていなかったこともありまして、平成24年度からは、富山大学のご協力を得まして、主事クラスを中心とした若手職員を中心に、職員研修として実施してまいりました。

昨年の人口問題プロジェクトでは、これまでの村の事業の取り組みを調査し、村独自の視点でコーホート分析による今後の人口予測、そしてまたクラスター分析によりまして北陸3県における舟橋村の位置づけを明確にし、村の抱えている課題を掘り下げること、合計14回の調査研究、職員研修が行われておりまして、新たな人口流入策と住みやすい環境づくりの施策に係る2つの提言をもらっております。そして、この調査結果を踏まえて、村の将来を見据えた人づくり、地域づくり施策を示した計画が、先般、全員協議会でご説明いたしました舟橋村環境総合整備計画であります。

また、平成24年度に策定いたしましたふなはしむら健康構想では、健康に関する国の方針を踏まえまして、平成23年度には20歳以上の方にアンケート調査を実施し、現状分析を行った上で計画を策定しております。昨年度平成25年度では、健康構想の

主軸となりますソーシャルキャピタルの醸成の取り組みに向けた先進事例の検討と、地域施策に反映させるための体制づくりを構築し、今年度から健康行動の促進と地域連帯の促進を目指して本格的な事業展開を進めておるわけであります。定例会の初日の提案理由でも述べましたけれども、10月2日には鏡森富山大学名誉教授や田中南砺市長さんほか7名の専門家のご協力を得まして健康構想外部評価委員会を開催し、ご意見をいただきながら事業に反映してまいりたいと考えておる次第であります。

議員からご指摘ありました健康フェスティバルにつきましては、3年前の平成23年度に各種団体の責任者に集まっていたいただきまして情報交換会を開催いたしました。多数の団体から、会員の高齢化に伴う人手不足と事業のマンネリ化もあってか、参加者の減少がとまらないといった厳しい現状報告がなされたのであります。この課題究明のために、各種団体の長と役場担当者等で組織する団体連携会議を立ち上げまして、組織の活性化と新たな人材発掘に向けた取り組みの中で生まれてきたのが健康フェスティバルであります。関係する各種団体が主催する事業を、言いかえれば住民主体の事業として実施していただいております。

そして、関係職員はあくまで皆さんを側面から支援するスタッフとして、縁の下の力持ちとして参加させております。

これまで2回開催いたしましたが、今年度はエイジレスの皆さんの地域参画をテーマに掲げまして、去る7月13日の日曜日にスマイルフェスティバルを開催いたしました。先ほど議員さんがおっしゃったように、名称を変えたということもありますので、そういう点、ご理解いただきたいと思っております。

開催に当たり、地域の連携を深めるため、団地層のエイジレス世代へのアプローチを行いまして、フェスティバル当日は団地から22名の参加をいただきました。参加者からは、「声をかけてもらい、初めてこういった集会に参加した」、そしてまた、「村歌の『ちっちゃな舟橋村』はテンポがとてもよく楽しい歌だった。また参加したい」という声もいただいたわけでありますが、目標としておりました参加人数には届かない結果となった次第であります。今後は交流を深めるためにも、エイジレスカフェ等を開催いたしまして、多くの方々が参加しやすく楽しめる雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、これからの地域づくり手法の核とも言える協働型まちづくりに向け、前述で申し上げましたとおり、事業検証を踏まえて、次年度に反映させる仕組みが少しずつつなが

ら定着してきていると思っておりますが、村が目指しております自助・共助・公助の住民主体のまちづくりにはまだまだ道半ばであると実感している次第であります。これにつきましても、先ほど山崎議員さんが実感として捉えられないと評価できないというのがここに私はあると思います。しかしながら、私は、時間がかかりますけれども、皆さん方からご理解をいただくように、粘り強く実現に向けて努力してまいり所存であります。

先ほど職員の時間外勤務のことに触れられましたのでちょっと申し上げておきますけれども、職員は通常勤務以外にいろいろとこういった事業の研修なり、あるいはまた総ぐるみで、職員同士で連携しながらやるということもございまして、そうなりますと、どうしても勤務時間外にこういった会議を開催しなくてはならない等々がありまして、時間外勤務手当が増嵩の傾向にあるということを一とつまたご理解いただきたいと思っております。ご指摘あったように、やたらに職員がだらだらしておるという意味ではございませんので、そういう点はきちんとした、毅然とした勤務であるということも、また後ほどご報告させていただく機会を持ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、私はやはり、住民の皆さんに信頼される役場であり、そしてまた職員でなければならないということを常々思っておるわけでございますので、またその面で職員を指導してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、ご指摘ありました情報の共有につきましても、まちづくり事業を展開するためには欠くことができませんので、事業の進捗状況が計画どおりに進まないということもあって議会報告が遅れるケースが多々あったように思っております。そういったことは素直に反省いたしまして、議員各位にご迷惑かけないように、今後とも機会あるごとにそれぞれの事業の進捗状況を報告いたしまして情報の共有化を図ってまいりたいと、このようにも思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今後ともそういった気持ちでまちづくりを進めてまいりますので、皆さん方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁にさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（前原英石君） 山崎知信君。

5番（山崎知信君） 今の村長の答弁は確かに立派な答弁だったと思いますけれども、舟橋村環境総合整備計画プラス南部地区周辺開発計画、どうしても6カ月も開催されてい

ないのか。東京のほうで500万のお金を出してわざわざつくっているのに、私は不思議でなりません。

そしてまた、米の消費の拡大に対しても、村長は最近ワインセラーを購入されてワインをたしなんでおられるとお聞きしますが、舟橋村の産業は米でございますので、お酒のほうをたしなんでもらいたいと思います。お酒のほうも、「満寿泉」や「立山」、上市の「白萩」ではなくて、舟橋の米のお酒も販路拡大、拡販していただいてやってもらいたいと思います。

村長は来年、ある会長職に就任されると私は聞いております。そしたらますます忙しくなることと思いますが、決定した事項が骨抜きにならないように、もっともっとフォローアップしていただきたいと私は思います。

以上でございます。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

舟橋村の南の玄関口のほうを仕上げて今まで来ておるわけでありまして、そしてまた、ことしの3月に策定いたしました舟橋村総合環境整備事業におきましても計画を持っておるわけでありまして。

いろいろと地区の話が出ておりますけど、私がこの9月の定例議会の提案理由説明の中で申し上げましたとおりでありまして、今、官と私とところの民と一緒に住宅関係のものを具体化しようということで試みておるわけでありまして、それはもうしばらくの時間をいただきたいと思います。

そして、やはり進めるからには後戻りはできないわけでありまして、慎重にそういった計画を練り上げていく、詰めていくということも私は大切だと思っております。

そういうことで、次回といいますか、12月の定例議会にはそういった何か日が見えるようなお話ができるというふうにも思っておりますので、またその面を考えて動いていただきたいと、こう思うわけでありまして。

それから、米の話も出ましたとおり、ここに記者さんがおいでになるわけでありまして、私も何とか舟橋のブランド米といいますか、やはり3,000の人が舟橋村でとれた、収穫された米を食べて生活すると。そして、残った量はほかの地区のあるいはまたいろんな手法を用いましてそれを食べてもらうような方向、処理と言ったほうがいいですか、そういったことも含めた前向きの姿勢もあっていいんじゃないかならうかと思っております。

いるわけでありませぬ。

いづれにいたしましても、やはり3,000人の大家族だと私も言っておりますので、そういった大家族を仕切っているのはと申しますか方向づけているのは行政であるということで責任は重いわけでありませぬので、そういった視点に立って今後進めてまいりたいと、こういうふうには思っております。

いづれにいたしましても、私一人の力ではありませぬので、いろんな面で委員の皆さん方のご支援を賜りますようお願いいたしまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（前原英石君） 以上をもって一般質問を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩は10時25分までといたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号から議案第38号まで

議長（前原英石君） 日程第2 議案第24号から議案第38号まで15件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（前原英石君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

議長(前原英石君) これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(前原英石君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(前原英石君) これから、議案第24号 舟橋村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第25号 舟橋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第26号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第27号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件、議案第28号 舟橋村消防団条例一部改正の件、以上5件を一括して採決します。

議案第24号から議案第28号までの5件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(前原英石君) 起立全員であります。

よって、議案第24号から議案第28号までの5件は、原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第29号 専決処分の承認を求める件、議案第30号 平成26年度舟橋村一般会計補正予算(第2号)、議案第31号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上3件を一括して採決します。

議案第29号から議案第31号までの3件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(前原英石君) 起立全員であります。

よって、議案第29号から議案第31号までの3件は、原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第32号 平成25年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案

第 3 3 号 平成 2 5 年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 4 号 平成 2 5 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 5 号 平成 2 5 年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 6 号 平成 2 5 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 7 号 平成 2 5 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 6 件を一括して採決します。

議案第 3 2 号から議案第 3 7 号までの 6 件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立全員であります。

したがって、議案第 3 2 号から議案第 3 7 号までの 6 件は、原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第 3 8 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、村長から人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求められています。

お諮りします。

人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として可決されました。

選 挙 第 1 号

議長（前原英石君） 日程第 3 選挙第 1 号 富山県東部消防組合議会議員の補欠選挙の件を議題といたします。

富山県東部消防組合議会議員の竹島貴行君から、組合議会議長宛てに辞職願が提出されています。

この際、組合同規約第 7 条第 3 項の規定により、富山県東部消防組合議会議員 1 名の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富山県東部消防組合議会議員に私、前原英石を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前原英石を富山県東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、私、前原英石が富山県東部消防組合議会議員に当選しました。

日 程 の 追 加

議長（前原英石君） ただいま、明和善一郎君ほか2名から、議員提出議案第4号「手話言語法」制定を求める意見書、議員提出議案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書及び議員提出議案第6号 年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第4号を追加日程第1に、議員提出議案第5号を追加日程第2に、議員提出議案第6号を追加日程第3に追加し、議題としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号を追加日程第1に、議員提出議案第5号を追加日程

第2に、議員提出議案第6号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第4号から議員提出議案第6号まで

議長（前原英石君） 追加日程第1 議員提出議案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書、追加日程第2 議員提出議案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書、追加日程第3 議員提出議案第6号 年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） それでは、議員提出議案といたしまして、第4号、第5号、第6号について、竹島議員と塩原議員の賛成を得て提案させていただきます。

また、説明に当たりましては、はしょった説明になるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

第4号といたしまして、「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。「音声が届かない」「音声で話すことができない」など、聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

平成23年8月に改正された障害者基本法の第3条には、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

同法第22条には、国、地方公共団体に対して、自由に手話ができる社会環境の整備、普及・研究できる環境整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということです。

平成26年9月19日、舟橋村議会。

第5号につきましては、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書。

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象とならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状ですが、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの住民に周知を図っていただきたいと思いをします。

要望事項といたしまして、1番、業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。2番、労災認定基準の改正に当たっては、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。3番目として、MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日、舟橋村議会。

第6号といたしまして、年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書。

国会は、昨年2.5%年金削減法を含む国民生活に直結する重要法案を成立させ実施しました。その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

要請事項といたしましては、1番として、これ以上年金引き下げはやめてください。マクロ経済スライドは廃止してください。2番、最低保障年金制度をつくってください。当面、基礎年金の国庫負担分3万3,000円を全ての無年金者・低年金者に支給してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月19日、舟橋村議会。

はしよった説明になりましたが、お許し願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書、議員提出議案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書、議員提出議案第6号 年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書を採決します。

議員提出議案第4号、議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書、議員提出議案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書、議員提出議案第6号 年金・高齢期の暮らしと地域経済を守る意見書は、原案のとおり承認されました。

議長（前原英石君） これで本日の日程は全部終了しました。

村 長 挨拶

議長（前原英石君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました10議案に満了一致のご同意いただき、まことにありがとうございました。

監査委員から一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算審査で指摘されました事項につきましては、真摯に受けとめまして、改善策を図り、健全な行財政運営に努めてまいり所存であります。

議員の皆さんご承知のとおり、今月の26日に上市消防署舟橋分遣所の開所式が行われます。名実ともに、いよいよ舟橋分遣所の業務が10月1日から開始されるわけでありますので、これより安全・安心な村づくりが一層進展するものと思っております。

どうか議員の皆様には、今後とも本村の消防行政により一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（前原英石君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年9月19日

議 長 前 原 英 石

署 名 議 員 山 崎 知 信

署 名 議 員 川 崎 和 夫